

物 件 調 書

市 有 林 名	弁天市有林			
所 在 地	由布市挾間町七蔵司字ペンテン 777 番			
面 積	3.25ha (スギ:2.23ha、ヒノキ:1.02ha)			
樹 種	スギ	ヒノキ	計	備考
林 齢	44～74 年生	44～74 年生	—	
本 数	1,253 本	540 本	1,793 本	※切捨て木を含む ※毎木調査による
立 木 材 積	1,669.80 m ³	508.94 m ³	2,178.74 m ³	※材積は立木調査の結果による推定値
搬 出 期 間	売払代金納入後、引渡日から令和 9 年 12 月 15 日(水)			
法 令 による 制 限	当該地は地域森林計画対象民有林になります。伐採を行う 90 日から 30 日前に管轄の市町村(由布市)に伐採及び伐採後の造林の届出書を伐採者及び森林所有者(大分市)の連名で提出する必要があります。			
伐採・搬出作業等の留意事項	①主伐時における伐採・搬出指針(令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整第 924 号林野庁長官通知)に基づき実施すること。 ②搬出後の再造林や隣接地・道路・その他に支障のないよう、造材端材や枝条の整理を適切に実施すること(集積箇所の分散、等高線方向の棚積み・谷部での集積を避ける等、下流への流出防止に努めること)。 ③現場内の作業道の開設は必要最小限に留め、水処理を適切に行うこと。 ④物件搬出に伴う市有地内・外の土場・道路・搬出路の使用及び使用後の原形復旧等については買受業者が責任をもって実施すること。 ⑤道路を占有して作業を行う場合は、事前に道路管理者に協議し、その指示に従い実施すること。 ⑥労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。 ⑦林野火災予防の取組として発生した枝葉、雑木、草等の野焼き及び林内での喫煙を禁止すること。 ⑧搬出時の過積載については十分に注意すること。 ⑨事業に着手するまでに事業着手届及び事業計画書を提出すること。 ⑩搬出が完了した後は速やかに市に搬出完了届等を提出し、跡地検査を受けること。 ⑪伐採跡地の整理状況、搬出路等の補修、その他該当物件の搬出に際して生じた事項について、手直し等の指示を受けた場合は速やかに対処すること。 ⑫当該地は令和 10 年 1～3 月中旬に再造林を予定しているため、搬出期限は厳守すること。			

施 業 履 歴	昭和 28 年及び昭和 57 年 植栽(※エリアごとの植栽時期は不明) 昭和 56 年 保育間伐 (S28 植栽木のみ) 平成 3 年・4 年 蔓切り・枝打ち・除伐 (S28 植栽木のみ) 平成 11 年 保育間伐・枝打ち (S28 植栽木のみ) 平成 18 年 保育間伐 平成 22 年 保育間伐 平成 28 年 除伐 平成 29 年 搬出間伐 令和 7 年 除伐 ※下刈の履歴については記載していません。 ※記載の施業履歴については、記録が残っているものの中から抜粋して記載しています。
そ の 他	①物件は現状有姿のまま引き渡します。 ②立木調査(令和 8 年 5 月実施)は、胸高直径の測定と品質区分(直・曲・大曲・切捨て)は毎木調査によるもので、樹高についてはトウルーパルスによる抽出調査を行っており、調査結果をもとに本数及び材積を算出しております。詳細は別添<u>立木明細表</u>のとおりです。なお、立木の品質区分の内訳については非公開です。 ③売払う立木の範囲は、別添<u>位置図</u>及び<u>樹種区分図</u>で図示した範囲となります。現地には対象範囲の周囲をテープ等で明示しています。 ④当該地は由布市林道山口線沿いに位置しており、現地に行くまでに一部竹等の支障木があります。 ⑤林内は令和 7 年度に除伐をしておりますので、比較的歩きやすい状況です。 ⑥市有林内は平成 29 年度に搬出間伐を行った際に作業道(W=2.5m)を開設しています。一部補修が必要な箇所があります。路網線形は別添<u>樹種区分図</u>のとおり。 ⑦売買契約締結後にこれらをはじめとした契約内容に適合しない問題があることが発見されても、市は一切責任を負いません。
現 地 写 真	スギ スギ

現 地 写 真



ヒノキ



ヒノキ



作業道



立木調査状況(胸高直径)



立木調査状況(樹高)